

## 「偽造キャッシュカードによる預金等の不正払戻し」等に関するアンケート結果(平成19～25年度)

(対象：正会員・準会員191行、単位：件、百万円)

## 1. 偽造キャッシュカードによる預金等の不正払戻し件数・金額について

時 期	個人顧客		法人顧客	
	件数	金額	件数	金額
平成19年度	652	418	2	4
平成20年度	364	230	0	0
平成21年度	243	126	1	0
平成22年度	227	210	3	16
平成23年度	406	284	0	0
平成24年度	744	569	8	13
平成25年度	298	87	0	0
平成25年 4月～6月	66	16	0	0
平成25年 7月～9月	88	24	0	0
平成25年10月～12月	67	20	0	0
平成26年 1月～3月	77	28	0	0

## 2. 偽造キャッシュカードによる預金等の不正払戻しにかかる補償件数等について【個人顧客】

時 期	対応方針 決定済件数 (①)	うち補償件数 (②)	補償率 (②÷①)
平成20年度	364	363	99.7%
平成21年度	243	242	99.6%
平成22年度	227	227	100.0%
平成23年度	405	403	99.5%
平成24年度	739	732	99.1%
平成25年度	297	290	97.6%
平成25年 4月～6月	66	63	95.5%
平成25年 7月～9月	87	85	97.7%
平成25年10月～12月	67	67	100.0%
平成26年 1月～3月	77	75	97.4%

(注 1) アンケート結果は、自行のお客さま(預金者)からの申出があり、ジャーナル等を確認した結果、実際に偽造キャッシュカードによる預金等の不正な払戻しが発生した、もしくは偽造カードによるローンの借り入れが発生した件数・金額を計上(配偶者や親族等による払戻しを除く)。

(注 2) 「時期」とは、当該事案について、預金等の払戻しが発生した時期。

(注 3) 「件数」は、原則として預金名義人単位。「2.」の「対応方針決定済件数」は、「1.」の「件数」の内訳。

(注 4) 「2.」は、個人のお客様に係る件数等。

## 「偽造キャッシュカードによる預金等の不正払戻し」等に関するアンケート結果(平成26年度～)

(対象：正会員・準会員・特例会員192行、単位：件、百万円)

## 1. 偽造キャッシュカードによる預金等の不正払戻し件数・金額について

時 期	個人顧客		法人顧客	
	件数	金額	件数	金額
平成26年度	286	136	0	0
平成26年4月～6月	56	26	0	0
平成26年7月～9月	64	25	0	0
平成26年10月～12月	94	56	0	0
平成27年1月～3月	72	29	0	0
平成27年度	361	152	2	18
平成27年4月～6月	74	23	0	0
平成27年7月～9月	80	47	0	0
平成27年10月～12月	152	69	2	18
平成28年1月～3月	55	13	0	0
平成28年度	196	59	0	0
平成28年4月～6月	72	16	0	0
平成28年7月～9月	82	27	0	0
平成28年10月～12月	42	16	0	0
平成29年1月～3月				

## 2. 偽造キャッシュカードによる預金等の不正払戻しにかかる補償件数等について【個人顧客】

時 期	対応方針 決定済件数 (①)	うち補償件数 (②)	補償率 (②÷①)
平成26年度	282	282	100.0%
平成26年4月～6月	55	55	100.0%
平成26年7月～9月	62	62	100.0%
平成26年10月～12月	93	93	100.0%
平成27年1月～3月	72	72	100.0%
平成27年度	351	348	99.1%
平成27年4月～6月	70	68	97.1%
平成27年7月～9月	77	77	100.0%
平成27年10月～12月	149	148	99.3%
平成28年1月～3月	55	55	100.0%
平成28年度	173	172	99.4%
平成28年4月～6月	69	69	100.0%
平成28年7月～9月	77	76	98.7%
平成28年10月～12月	27	27	100.0%
平成29年1月～3月			

(注 1) アンケート結果は、自行のお客さま(預金者)からの申出があり、ジャーナル等を確認した結果、実際に偽造キャッシュカードによる預金等の不正な払戻しが発生した、もしくは偽造カードによるローンの借入れが発生した件数・金額を計上(配偶者や親族等による払戻しを除く)。

(注 2) 「時期」とは、当該事案について、預金等の払戻しが発生した時期。

(注 3) 「件数」は、原則として預金名義人単位。「2.」の「対応方針決定済件数」は、「1.」の「件数」の内訳。

(注 4) 「2.」は、個人のお客さまに係る件数等。

(注 5) 平成26年度以降の計数から、特例会員の計数を含めて集計している。

以 上